

社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会車いす同乗車両貸出要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般的な乗用車両への乗降や乗車中の姿勢保持が困難である在宅の高齢者及び障がい者等（以下「要介護者」という。）へ、社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の保有する車いす同乗車両（以下「福祉車両」という。）を貸し出すことにより、社会参加の促進及び生活の利便性に資することを目的とする。

（利用者）

第2条 福祉車両を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、喜多方市に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）車いすを使用して生活している者
- （2）福祉車両を使用しなければ外出が困難な者
- （3）前2号のほか、会長が必要と認めた者

（利用目的）

第3条 福祉車両の利用目的は、次のとおりとする。

- （1）施設・病院等への送迎
- （2）買い物、レクリエーション、観光、リフレッシュ等社会活動への参加
- （3）その他、会長が必要と認めた場合

（利用の範囲）

第4条 福祉車両の利用の範囲は、次のとおりとする。但し、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

- （1）利用期間は、原則として12月29日から1月3日を除く土・日・祝日とし、1日を限度とする。但し、通院等で曜日が決まっているものについては、相談に応じるものとする。
- （2）福祉車両の出庫及び返車は、午前8時30分から午後5時までの間とする。
- （3）利用範囲は、県内及び隣接県とする。
- （4）同一利用者による1ヵ月の利用回数は2回までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉車両を利用することができない。

(1) 宗教活動、政治活動または営利目的の活動に使用するとき。

(2) 福祉車両が故障等で使用できないとき。

(3) やむを得ない事由が発生したとき。

(貸出車両)

第5条 貸出をする車両は次のとおりとする。

車両名	乗車人員※運転手含む	貸出可能日
ホンダフリード 会津 500 そ 92-26	車いす 1 台の他 4 名乗車可能	土曜日、日曜日及び祝日

(利用手続き)

第6条 福祉車両の利用は、予約制とし、利用の予約は、利用日の1ヵ月前から受け付ける。

2 利用申請については、車いす同乗車両利用申請書（様式第1号）を利用日10日前までに、添付書類（別紙参照）とともに本会へ提出する。

(利用の許可)

第7条 会長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、車いす同乗車両利用許可書（様式第2号）を交付する。

(運転者)

第8条 福祉車両を運転する者（以下「運転者」という。）は、運転経験1年以上の運転者を利用者が確保するものとする。

(利用後の報告)

第9条 運転者は、福祉車両を利用後、車いす同乗車両利用報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(利用料)

第10条 福祉車両の利用料は、無料とする。ただし、燃料代その他運行に必要な費用（有料道路料金、駐車料金等）は、利用者の負担とする。

(損害補償)

第11条 貸出中に発生した事故に対する補償は、運転者が加入する自動車保険で対応するものとし、保険の対象とならない損害補償等一切の責任は、全て利用者及び運転者が負うものとする。

(運行の中止)

第12条 運転者は、運行中に非常災害が発生したとき又は運行の継続が危険である

と思われるときは、直ちに運行を中止しなければならない。

（事故等の報告）

第13条 運転者は、貸出期間中に事故、故障等が発生したときは、直ちに電話等で
本会事務局へ連絡し、帰着次第、その事実を会長に報告しなければならない。

（車両の清掃）

第14条 運転者は、福祉車両を利用後、清掃して返却しなければならない。

（遵守事項）

第15条 利用者及び運転者は、福祉車両の貸出にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- （１）申請目的外に使用しないこと。
- （２）第三者への転貸をしないこと。
- （３）車内で喫煙をしないこと。
- （４）交通法令を遵守すること。
- （５）他から不審を招くような場所に駐車しないこと。

附 則

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

(第6条関係)

利用申請に係る添付書類

①運転手の免許証の写し

②運転手が加入する自動車保険証券の写し

※利用日が、保険対象期間であることの証明が必要になる場合があります。

様式第 1 号（第 6 条関係）

車いす同乗車両利用申請書

年 月 日

喜多方市社会福祉協議会長

申請者 住 所 喜多方市

氏 名

電話番号

下記のとおり、車いす同乗車両を利用したいので申請します。

なお、社会福祉法喜多方市市社会福祉協議会車いす同乗車両貸出要綱の記載内容に同意するとともに、車いす同乗車両に損害賠償又は修理が必要となった場合には、本申請書に記載された私の個人に関する情報を保険会社又は車両修理業者に提供することに同意します。

記

運 転 者	氏 名				
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日			
	免許証番号				
	電 話 番 号				
同 乗 者 氏 名		①	②	③	④
行先及び利用目的					
利 用 期 間		年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで			

※添付した書類にチェックをして下さい。

☐ 運転手の免許証の写し

☐ 運転手が加入する自動車保険証券の写し

☐ 予約入力

☐ デイ連絡

様式第 2 号（第 7 条関係）

車いす同乗車両利用許可書

年 月 日

申請者 _____ 様

社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会長 印

下記のとおり、車いす同乗車両の利用を許可します。

記

利 用 者	氏 名				
	住 所	喜多方市			
	電 話 番 号				
運 転 者	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
同 乗 者 氏 名	①	②	③	④	
行先及び利用目的					
利 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで				

様式第 3 号（第 9 条関係）

車いす同乗車利用報告書

年 月 日

喜多方市社会福祉協議会長

報告者 住 所 _____

（運転者）

氏 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、車いす同乗車両の利用について報告します。

記

走 行 距 離 数	車両受取時の走行距離数	車両返納時の走行距離数
	km ~	km
給 油 状 況	ℓ	
利 用 期 間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで 日間	
自 動 車 異 常 状 態 の 報 告		
そ の 他 気づいた事柄		

【事務局記入欄】

車 両 受 取 確 認 者 印		車 両 状 況 の 確 認	
--------------------	--	------------------	--